

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、空き家の活用及び建替えにより住宅の質及び住環境の向上を図るため、空き家付き土地を取得し、又は建替えを行い居住する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものをいう（次号に定める区分所有建物の空き室を含む。）。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 同一敷地内に居住する者がいる住宅があるもの（次号に定める区分所有建物の空き室は除く。）

イ 春日井市立地適正化計画に定める居住誘導区域外にあるもの

(2) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）があるものをいう。

(3) 削除

(4) 空き家付き土地 第7条の規定により補助金の認定を申請する日（次条において「認定申請日」という。）において、1年以上使用されていない空き家の敷地となっている土地をいう。

(5) リフォーム 次に掲げる箇所の修繕、改修、補強若しくは間取りの変更をすることによって、空き家の安全性、居住性及び機能性の維持又は向上のために行う工事をいい、第4条の土地購入事業補助対象者自身が行う工事を含む。

ア 台所、浴室、便所又は洗面所

イ 給排水、電気、空調又はガス設備

ウ 内壁、天井又は床

エ 屋根又は外壁

オ 建具

カ 空き家の耐震性

(6) 建替え 空き家を解体し、同一敷地内において新たに住宅を建てることをいう。

(7) 新築住宅 居住の用に供するために新たに建築した一戸建ての住宅であって、居住の用に供されたことがないもの（延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されるものに限る。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、空き家付き土地購入事業及び空き家建替え事業とする。

2 前項の空き家付き土地購入事業とは、空き家及び空き家付き土地（空き家付き土地の売買契約において売主が空き家を解体することとなっている場合は、空き家付き土地）を購入する事業であって、購入後自己又はその2親等内の親族（第2号に掲げる行為のうち解体については、売主を含む。）が次に掲げる行為をし、又はそのまま、第8条に規定する補助金の認定通知の日（次項において「認定通知日」という。）から2年以内に空き家（第2号に掲げる行為を行った場合にあっては、新築住宅）に居住する事業をいう。

(1) 空き家のリフォームを行うこと。

(2) 空き家の建替えを行うこと。

3 第1項の空き家建替え事業とは、認定申請日において存在する自己又はその2親等内の親族が所有する1年以上使用されていない空き家の建替えを行い、認定通知日から2年以内に自己又はその2親等内の親族が新築住宅に居住する事業（前項に該当する事業を除く。）をいう。

（補助対象者）

第4条 空き家付き土地購入事業の補助の対象となる者（以下「土地購入事業補助対象者」という。）は、空き家付き土地を購入する個人であって、当該事業に関わる者が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

2 空き家建替え事業の補助の対象となる者（以下「建替え事業補助対象者」という。）は、空き家建替え事業を行う個人であって、前号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

3 土地購入事業補助対象者及び建替え事業補助対象者は、空き家1戸につき、それぞれ1人とする。

（補助対象経費）

第5条 空き家付き土地購入事業の対象となる経費（以下「土地購入事業対象経費」という。）は、次に掲げる経費から第3項に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) 空き家及び空き家付き土地に係る売買経費
- (2) 空き家のリフォームに係る工事の経費
- (3) 空き家の建替えに係る工事請負費

2 空き家建替え事業の対象となる経費（以下「建替え事業対象経費」という。）は、空き家の建替えに係る工事請負費から次項に掲げる経費を除いた経費とする。

3 次に掲げる経費は、補助の対象となる経費から除くものとする。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
- (2) 市の他の補助金等により補助等の対象となっている経費
- (3) 第7条の認定申請を行った者以外の者が支払った経費
(補助金の額)

第6条 空き家付き土地購入事業に係る補助金の額は、土地購入事業対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く。次項において同じ。）に10分の1を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。

2 空き家建替え事業に係る補助金の額は、建替え事業対象経費の額に10分の1を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(認定申請)

第7条 土地購入事業に係る補助金の認定の申請をしようとする補助対象者（以下この項、第9条及び第12条において「土地購入事業補助金認定申請者」という。）は、空き家及び空き家付き土地の売買契約を締結する前日までに、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の使用状況報告書（第2号様式）
- (2) 空き家の位置図（付近見取り図）
- (3) 空き家の外観写真
- (4) 空き家の登記事項証明書等の所有者が確認できる書類の写し
- (5) 区分所有建物を購入する場合にあっては、1年間使用されていないことが確認できる書類
- (6) 空き家付き土地の登記事項証明書等の所有者が確認できる書類の写し
- (7) 土地購入事業補助金認定申請者が居住する者又は工事する者の2親等内の親族であることが分かる書類（土地購入事業補助金認定申請者が居住する者又は工事する者と異なる場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 空き家建替え事業に係る補助金の認定の申請をしようとする補助対象者（以下この項、第9条及び第12条において「建替え事業補助金認定申請者」という。）は、建築工事請負契約又は建替え事業補助金認定申請者自身が契約する解体工事の請負契約のいずれにおいても締結する前日までに、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定申請書及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第5号までに掲げる書類

(2) 建替え事業補助金認定申請者が空き家の所有者又は工事する者の2親等内の親族であることが分かる書類（建替え事業補助金認定申請者が空き家の所有者又は工事する者と異なる場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（認定通知等）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査して、補助対象事業の認定の可否を決定し、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定通知書（第3号様式）又は春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金不認定通知書（第4号様式）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の認定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（事業の実施）

第9条 市長は、土地購入事業補助金認定申請者及び建替え事業補助金認定申請者（以下これらを「認定申請者」という。）が第7条に規定する補助金の認定申請前に補助事業に係る契約を締結したとき又は前条に規定する補助金の認定通知前に解体工事に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

（認定申請の取下げ）

第10条 認定申請者は、第8条に規定する補助金の認定通知後において、補助事

業を中止する場合は、速やかに春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定申請取下げ申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定申請内容の変更等）

第11条 認定申請者は、第8条に規定する補助金の認定通知後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請には、第7条に規定する書類のうち、変更に関する書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第8条に規定する補助金の認定通知の内容を変更することができる。

4 市長は、前項に規定する変更を行うときは、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金変更認定通知書（第7号様式）により、認定申請者に通知するものとする。

（中間報告）

第12条 土地購入事業補助金認定申請者は、空き家及び空き家付き土地の売買、リフォーム又は建替えに係る契約のうち最も遅い日から30日を経過する日までに春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金中間報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る契約書又は請書（土地購入事業補助対象者が自らリフォーム工事を施工する箇所及び売主が施工する解体工事を除く。）の写し（売買契約書にあっては、契約時に空き家が存在していることが分かるものに限る。）

(2) リフォームする工事箇所の写真（リフォームを行う場合に限る。）

(3) 補助事業に係る工事の契約者が申請者の2親等内の親族であることが分かる書類（当該契約者が申請者と異なる場合に限る。）

2 建替え事業補助金認定申請者は、空き家の建替えに係る工事の契約の日から

30日を経過する日までに春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金中間報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建替えに係る工事の契約書又は請書の写し
- (2) 建替えに係る工事の契約者が申請者の2親等内の親族であることが分かる書類（当該契約者が申請者と異なる場合に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、既に市長に提出した書類にあつては省略することができる。

（交付申請）

第13条 補助金の交付の申請をしようとする認定申請者（以下「交付申請者」という。）は、空き家（建替えにあつては、新築住宅）に居住した日から90日を経過する日までに、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家（建替えにあつては、新築住宅）に居住する者の住民票の写し
- (2) 前条第1項第1号及び同条第2項第1号に基づき提出された契約書又は請書の内容に変更があつた場合は、変更した内容が分かる書類（土地購入事業補助対象者が自らリフォーム工事を施工した箇所及び売主が施工する解体工事を除く。）の写し
- (3) 補助事業に係る請求書の写し（経費の内訳が分かるもので、補助対象経費とするものに限る。）
- (4) 補助事業に係る領収書等の支払った金額が確認できる書類の写し（補助対象経費とするものに限る。）
- (5) 居住する建物の登記事項証明書の写し
- (6) 居住する建物の敷地となる土地の登記事項証明書の写し（空き家付き土地購入事業の場合に限る。）
- (7) 補助事業に係る契約を締結した者、居住する者又は登記名義人が交付申請者の2親等内の親族であることが分かる書類（補助事業に係る契約を締結し

た者、居住する者又は登記名義人が申請者と異なる場合に限る。)

(8) 補助事業に係る工事(自ら施工したりフォーム工事を含む。)の施工後の状態が確認できる写真(建替えにあつては、解体後の更地の写真を含む。)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、前項の規定にかかわらず、既に市長に提出した書類の提出を省略することができる。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査して交付の可否及び交付すべき補助金の額を確定し、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付決定通知書(第10号様式)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条に規定する交付決定を受けた交付申請者は、速やかに春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金請求書(第11号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、交付申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定等の取消し等)

第16条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の認定又は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の認定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の認定又は交付決定内容、これに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。

(3) 補助の要件を満たさなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の認定又は交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定後においても適用する。

(実績報告)

第17条 規則第9条の実績報告は、第13条の申請をもってこれに代える。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

2 改正後の春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱の規定は、令和2年8月1日以後の認定申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の認定申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の認定申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 改正後の春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱の規定は、令和3年7月1日以後の認定申請に係る補助金の交付について適用し、同日前

の認定申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の認定申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の認定申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の認定申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定申請書

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の認定を申請します。

《補助対象事業》

事業名	空き家付き土地購入事業 ・ 空き家建替え事業
対象事業	1. 当該空き家に居住する 2. リフォームし、当該空き家に居住する 3. 建替えし、新築住宅に居住する

《空き家の概要》

所在地	春日井市
延べ床面積	居住の用に供する部分 (建物全体) (m ²) (m ²)
空き家期間	年 (> 1年)
空き家所有者	
空き家所有者住所	

《事業計画》

居住予定日	年 月 日頃
居住予定者	申請者との続柄 ()

<input type="checkbox"/>	<p>(以下を確認し、当てはまる場合は、左記□欄に✓を記入。)</p> <p>今回申請する空き家の同一敷地内（同一筆内）には、居住する者がいる住宅がないことに間違いありません。また、申請書及び添付書類の内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定を取り消すと同時に、補助金を返還することに同意します。</p>
--------------------------	---

(空き家付き土地を購入する場合のみ記入)

売買契約予定日	年	月	日頃
---------	---	---	----

(リフォーム・建替えをする場合のみ記入)

解体工事契約予定日	年	月	日	
リフォーム・建替え 工事契約予定日	年	月	日	
工事予定時期	着手 完了	年	月	日
工事内容				
工事予定者	申請者との続柄 ()			

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

空き家の使用状況報告書

補助金の認定を申請する空き家の使用状況は次のとおりで、当該空き家が1年以上使用されていないことを報告します。

- 1 空き家の所在地 春日井市
- 2 空き家の使用状況

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	

空き家が1年以上使用されていないことの確認への同意

私は、上記空き家の水道使用量について、申請月から1年間分を市が調査及び確認することに同意します。

（水道契約者）

住 所 _____

氏 名（自署） _____

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金については、次のとおり認定します。

1 空き家の所在地 春日井市

2 認定した補助事業

3 条 件

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金不認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金については、次の理由により不認定とします。

1 空き家の所在地 春日井市

2 理 由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金認定申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった補助事業について、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金認定申請の取下げを申出します。

1 空き家の所在地 春日井市

取下げの理由	
--------	--

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱第11条第1項の規定により、変更承認を申請します。

1 空き家の所在地 春日井市

変 更 の 理 由	
計画変更の内容	

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金変更認定通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました補助事業
に対する補助金の認定については、次のとおり変更します。

1 空き家の所在地 春日井市

2 計画変更の内容

3 条 件

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金中間報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の認定を受けた補助事業について、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 空き家の所在地 春日井市

《中間報告》

事業名	空き家付き土地購入事業 ・ 空き家建替え事業
対象事業	1. 当該空き家に居住する 2. リフォームをして当該空き家に居住する 3. 建替えし新築住宅に居住する
居住予定日	年 月 日頃
居住予定者	申請者との続柄（ ）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の認定を受けた補助事業が完了したので、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

1 空き家の所在地 春日井市

補助金申請額	金	円
--------	---	---

《事業実績》

事業名	空き家付き土地購入事業 ・ 空き家建替え事業	
対象事業	1. 当該空き家に居住する 2. リフォームをして当該空き家に居住する 3. 建替えし新築住宅に居住する	
居住日	年 月 日	
居住者	申請者との続柄（ ）	
補助対象経費 （税抜金額）	金	円

第 10 号様式（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金については、次のとおり決定します。

1 補助金の決定額 金 円

2 交付決定した補助事業

3 空き家の所在地 春日井市

第 11 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
請求者 氏 名
電話番号

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の交付決定のあった春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金について、春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

金融機関		銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通 当座	口座番号	
		支店			ふりがな 口座名義人	